【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第六目　解散

（自主規制法人の解散事由）

第百二条の三十五　自主規制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　定款で定めた解散の事由の発生

二　総会の決議

三　会員が存在しなくなつたこと。

四　破産手続開始の決定

五　成立の日から六月以内に第百二条の十五第一項の規定による認可の申請を行わなかつたこと。

六　内閣総理大臣が第百二条の十四の認可を与えないこととしたこと。

七　第百二条の十四の認可の取消し

２　自主規制法人は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第六目　解散

（自主規制法人の解散事由）

第百二条の三十五　自主規制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　定款で定めた解散の事由の発生

二　総会の決議

三　会員が存在しなくなつたこと。

四　破産手続開始の決定

五　成立の日から六月以内に第百二条の十五第一項の規定による認可の申請を行わなかつたこと。

六　内閣総理大臣が第百二条の十四の認可を与えないこととしたこと。

七　第百二条の十四の認可の取消し

２　自主規制法人は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（改正前）

（新設）